

二本松市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に  
関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第10条第  
1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定によ  
り公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるもの  
とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環  
境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	企業立地促進法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域（二本松市の区域に属するものに限る。以下「二本松市同意企業立地重点促進区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める準工業地域	100分の15以上	100分の20以上
乙種区域	二本松市同意企業立地重点促進区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める工業地域及び工業専用地域（高田工業団地、宮戸工業団地、平石高田工業団地及び平石	100分の10以上	100分の15以上

	高田第2工業団地に係る区域を除く。)		
丙種区域	二本松市同意企業立地重点促進区域のうち、甲種区域及び乙種区域以外の区域	100分の5以上	100分の10以上

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

第2条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$  のときは、 $G \geq 0.15S - G_1$  とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$  のときは、 $G \geq 0$  とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$  及び  $G_1$  は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑

（ 地の面積の変更に係るものを含む。） の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$  のときは、 $E \geq 0.2S - E_1$  とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$  のときは、 $E \geq 0$  とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$  及び  $E_1$  は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$  のときは、 $G \geq 0.15S - G_1$  とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$  のときは、 $G \geq 0$  とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$  及び  $G_1$  は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更にかかる  $j$  業種に属する生産施設の面積

$\gamma_j$  j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{S} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2 S - E_1 > 0$  のときは、 $E \geq 0.2 S - E_1$  とし、 $0.2 S - E_1 \leq 0$  のときは、 $E \geq 0$  とする。

これらの式において、 $E$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、 $S$  及び  $E_1$  は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$n$  当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更にかかる  $j$  業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 前 2 項の規定は、既存工場等が第 3 条の表における乙種区域又は丙種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第 1 項及び第 2 項中「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.2」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第 1 項及び第 2 項中「0.15」とあるのは「0.05」と、「0.2」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。